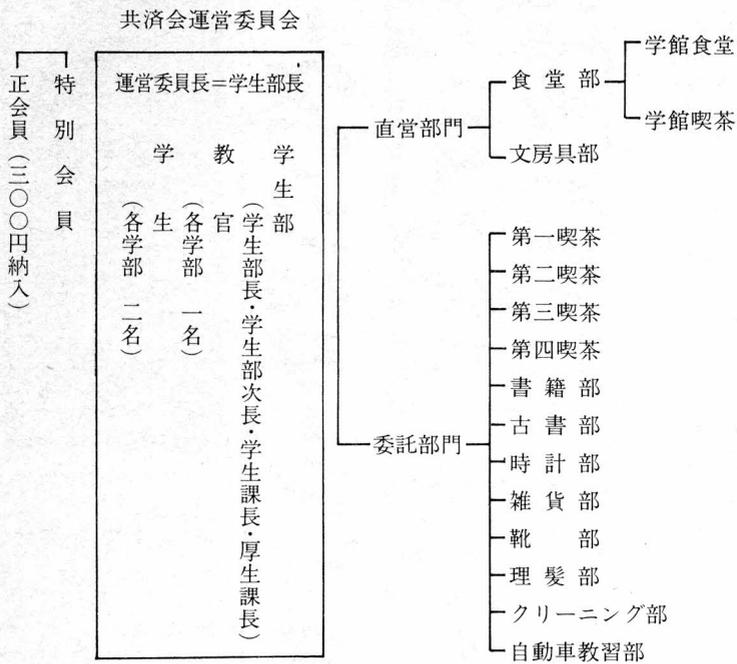


# 共済会機構



それではイザ共済会に文句を言いに行くとしたらいったいどこが窓口だろうか、そもそも共済会の仕組みはいついかなるようになってきたのだろうか、ということも調べてみた。

下に会則全文を掲げておいたがまず共済会の目的は「本学津島地区学生に対し福祉厚生事業を行う」となっている。そして津島地区学生は入学時に一人300円ナリの入会金を払って正会員になっているはずだ(ハズ、というのは今年の入会率が92パーセントであるから)。よーするに共済会の「お客」であり、主役であるのは僕たち学生だということだ。

そして学生20人、教職員14人の役員によって共済会運営委員会が作られ運営を行っている。学生が運営委員をやっているなんて御存知でしたか、本日は各学部から二名ずつ選出されるこの学生委員が共済会運営に反映させるパイプ役になるわけだが、現在のところ二つの理由でそれがほとんどできていない。その一つは学部から二名選出される

## 共済会の仕組みはいついかなるようになってきたのだろうか

といつても自由公募であるため学生の意見代表となりにくい(その公募にしてもなかなか立候補する人がいなくて前任者が苦勞して捜しているという問題がある)。もう一つの理由は実際の共済会運営が各部門ごとに行われているため学生委員が現状を把握するのがむずかしいという事にある。

左の図を見てもえれば分かるように共済会には食堂や文房具、書籍といった十四の業務部門があり、それらが各部門の主任さんを中心に独立採算で業務を行っている。しかもその中に直営部門と委託部門とがあつて、食堂と文房具の他は全て委託、つまり民間業者によって経営されているのだ。これは大昔に共済会が発足した時からだ。

福祉厚生事業を目的とする共済会に民間業者が入っているというのもナンカおかしいことだ。もともと委託部門でも利益は出ないようになっているのだが、それよりも業務が各部門ごとにバラバラに行われているため運営



委員会が現場に口を出せないとか、将来的な計画を立てられないのではないだろうか、と思うのだけれど。そのためにいつまでたっても食堂は並ばなければならぬし、購買部は狭くて、ボロい建物に押し込まれているのじゃないかと。そういったわけで私達は学生委員、厚生課そして売り場主任、とそれぞれの立場の人に直接会ってみることにした。

## 最初に学生運営委員にインタビュー

最初に会ったのは学生委員の代表である共済会副委員長の大前茂君。農学部三回生の大前君は農学生会の委員長もやっていたり、ちやうど収獲祭の準備に、そして実験に忙しそななだ。

いつから共済会運営委員をやっているんですか。

大前 一回生の時に学部の先輩で委員やっていた人に頼まれて、それからずっと留任です。本当に委員のなり手がなくて困っているんですよ。学生委員の存在自体あまりよく知られていないせいもあるんですが。

共済会の中で学生委員というのはどんな位置にいますか。

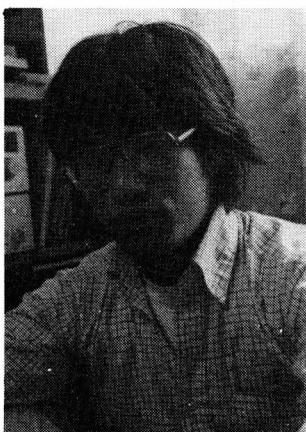
大前 一応ですね、役割としてはたとえば食堂なんかは値上げする時に承認を出すとか、また今回岡山自動車学校が入ったでしょ、そんなのを決めるのがありますね。だいたい学生部の方から案を持ってきてそれを承認するというのが一般的なんです。小委員会というものが学生側と教師側で六人ずつつづいててそこが中心になっています。

学生委員というのは学生と共済会とのパイプ役にならないといけないんじゃないですか。

大前 本当はそうなんですが、もつと学生の声を集めたりしなくちゃいけない。でも実際に今のところ学生と学生委員が完全に切れているという感じで、だから誰が学生委員なのか、どこに居るのかも知らないんですよ。もつと委員の方から学生に近付いて行くべきなんです、なかなかやれないですね。まあ学生委員が学生として気付いた事をぶつけてはいます。

最近では学生委員からはどんな意見が出

委員が現場に口を出せないとか、将来的な計画を立てられないのではないだろうか、と思うのだけれど。そのためにいつまでたっても食堂は並ばなければならぬし、購買部は狭くて、ボロい建物に押し込まれているのじゃないかと。そういったわけで私達は学生委員、厚生課そして売り場主任、とそれぞれの立場の人に直接会ってみることにした。



建てるらしいです。

なんで本は現金で値引きできないのか、生協だと五分引きとか一割引きとかあるのに。

大前 そこがやっぱり生協との違いじゃないですか。書籍部は業者がやっているので値引きできないんです。ただハッキリしたことにはよく知らないんですよ。書籍だけじゃなく他にも業者委託をしているがための問題はあると思います。

でも今の形態を見てみると根本を変えないと直営にしていくのはむずかしいし、ある程度業者を頼ってしまわないと、業者の方に入っていく利益はほとんど無いに等しいんです。

それじゃ今の学生委員会はほとんど動けないというところですか。

大前 実際動けないし制度変えるほどの力はないですね。今はとにかく学生部の作って来た案を許可する、というぐらいでこちらから強く言っていくところまではなっていないんです。もつと学生委員が動けるといいたくど。依託が多いんで変えにくいということも

されました。

大前 岡山自動車学校が入った時に送迎バスの時間を講議の合間をぬらうようになるとか、あと岡山自動車教習所でスタッフが休んで学生がほとんど教習を受けられない状態になった時(岡教)に抗議文を出したりとか、そんなのが主ですね。ここ数年岡教の件で手一杯という感じでした。去年やるとカタがついて今年岡山が入ったんです。

学生委員の方で今の共済会に対する学生の不満なんかはありますか。

大前 そうですね、狭いことと、すね特に書籍部なんか。そのせいか利用している人も減っているみたいです。ただ面積の方はいろいろと制約があるんですよ、厚生面積というのが決まっています。将来的には第二食堂と購入部を一緒にした新しいのを北キャンパスに

- ### 岡山大学共済会々則
- (総則)
- 第1条 本会は、岡山大学共済会という。
- 第2条 本会は、本学津島地区学生に対し福祉厚生事業を行なうことを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は、岡山市津島岡山大学津島地区学生課に置く。
- (会員)
- 第4条 本会は、次の会員からなる。
- (1) 正会員 (2) 特別会員
1. 正会員は、本学津島地区学生とする。特別会員は本学教職員および本学津島地区学生とする。
2. 本会施設利用は、本会員およびその家族に限る。
- (事業)
- 第5条 第2条の目的を達成するため本会に次の諸部を置く。
1. 総務部 購買部 食堂喫茶部
2. 購買部、食堂喫茶部に部門を置く。
- (役員)
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |        |    |      |     |
|--------|----|------|-----|
| 会長     | 1名 | 運営委員 | 31名 |
| 運営委員長  | 1名 | 監査委員 | 20名 |
| 副運営委員長 | 2名 |      |     |
- 第7条 会長には学長を推薦する。
- 第8条 運営委員長(以下「委員長」という。)は学生部長とし会務を総理する。
2. 副運営委員長(以下「副委員長」という。)は委員長を助け、委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 第9条 運営委員(以下「委員」という。)は副委員長を互選する。
2. 副委員長は教職員より1名、学生側より1名選出するものとする。
- 第10条 委員は、学生部の部長、次長、課長(4名)および各学部から選出された教員10名(各学部1名)正会員たる学生20名(各学部2名)とする。
- 第11条 教員委員の任期は2年とし、学生委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第12条 監査委員は各学部より選出された教員10名(各学部1名)および正会員の学生中より選出された10名(各学部1名)とする。
2. 監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第13条 役員に欠員を生じた場合は、直ちに補充しなければならない。
2. 補充された役員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。
3. 役員に選ばれた場合は、みだりに辞職できない。
- 第14条 委員は次の場合、辞任しなければならない。
- (1) 選出母体の要求があり、運営委員会(以下「委員会」という。)がこれを認めた場合。
- (2) 委員会の議決により委員として不適当と認められた場合。
- (3) 前項の場合における委員会の議決は無記名投票により全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (顧問)
- 第15条 本会に顧問をおくことができる。顧問は委員会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- (会議および機関)
- 第16条 委員会は委員長をもって組織する。
2. 委員会は委員長が必要と認めるとき、および委員の3分の1以上の要請または監査委員の要請があった場合はこれを招集しなければならない。
3. 委員会の議長は、委員長がこれに當る。
- 第17条 委員会は、次の各事項につき議決するものとする。
- (1) 運営に関する基本事項 (4) 会則の改正に関する事項
- (2) 部門の新設、改廃に関する事項 (5) その他重要な事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- 第18条 委員会は2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議事の決定は、本会則に特別の定めあるときを除き、出席者の過半数の同意を必要とする。
3. 可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第19条 運営協議会(以下「協議会」という。)は委員および各部門主任をもって組織し運営上の協議を行なう。
- 第20条 定例総会は正会員で構成し、毎年1回これを開く。
2. 総会は委員長が招集する。
- 第21条 定例総会は事業の内容および規約改正等の報告を行い正会員の意見を聴取する。
- 第22条 臨時総会は委員会の要求あるいは正会員の10分の1以上の要求があったときは委員長はこれを招集しなければならない。
- 第23条 臨時総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第24条 臨時総会の決議は委員会の決議に優先する。
- 第25条 委員会、協議会、定例総会および臨時総会を開くにあつては特別に緊急を要する場合の外、少なくとも開催の期日前2日までに、その構成員に対し会議の目的事項を通知しなければならない。
- (会計)
- 第26条 本会の経費は事業による収入、寄付金、正会員の入会金その他をもってこれに充てる。
- 第27条 正会員は入学に際し、入会金300円を入学と同時に納めなければならない。
2. いちど納入した入会金は如何なる事由があつても返却しない。
- 第28条 本会の運営資金の出納および保管に関することは委員長が厚生課に委嘱する。
- 第29条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第30条 各年度の予算、決算および剰余金の処分は委員会の議決によらなければならない。
2. ただし、予算は毎年3月末までに決算および剰余金の処分は5月末までにそれぞれ決定しなければならない。
- 第31条 各年度の剰余金はその年度の入会収入額を越えた場合は入会収入相当額を、入会収入相当額を越えない場合は剰余金の全額を資本準備金として積立、市中銀行預金として別途に保管しなければならない。
- 前項の準備金は委員の2分の1以上の同意により組織変更その他、会の目的を達成するため特に緊急と認められた場合のほか取り出すことはできない。
- 第32条 本会の会計経理に関しては監査委員の2分の1以上の出席のもとで監査を受けなければならない。
- (会則の改正)
- 第33条 本会則の改正は委員の3分の1以上の要求あるとき委員長これを発議し委員の2分の1以上賛成により議決されなければならない。
- (附則)
- 第34条 本会に関する一切の細則の作成改廃は委員会の承認を得なければならない。
- 第35条 本会運営に関する細則は別に定める。
- 第36条 本会則は昭和30年4月1日よりこれを施行する。
- 第37条 本会則第10条および第12条にかかっている学生委員の選出方法は、その選出母体が確立するまで当分の間次によるものとする。
1. 運営委員のうち半数は原則として前任し他は公募により委員これを決定する。
2. 監査委員は公募により委員これを決定する。
- 本会は昭和32年2月14日よりこれを施行する。
- 第38条 本会則は昭和53年4月1日よりこれを施行する。
- 第39条 本会則は昭和55年4月1日よりこれを施行する。

- ### 共済会学生委員
- 副委員長(学生小委員長) 大前 茂(農)
- 学生小委員 波多野哲(理) 鈴木淳大(歯)
- 森中宏和(工) 浅野 学(工)
- 山本祥史(農) 堤田寿男(経)
- 畑岡禾美(文) 遠藤太郎(文)
- 亀谷忠子(教) 内田貴裕(教)
- 下川 靖(法) 原田雅浩(法)
- 上野幸三(経) 西川考浩(理)
- 竹本雅雄(医) 吉田正和(医)
- 堀内照男(歯) 白井豊子(薬)
- 林 靖(薬)